

令和4年1月定例会議事録

令和4年  
第1回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和4年1月11日（火）午後4時～午後5時

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎3階 301・302会議室

3. 出席農業委員（14名）

|     |     |     |     |    |    |     |    |     |
|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|----|-----|
| 1番  | 西川  | ひとみ | 2番  | 田中 | 敏信 | 5番  | 大井 | 幸男  |
| 6番  | 花村  | 直良  | 7番  | 森川 | 朝子 | 8番  | 加藤 | 芳正  |
| 9番  | 時田  | 昌子  | 10番 | 山田 | 倉造 | 11番 | 浅野 | 喜代子 |
| 12番 | 服部  | 春彦  | 13番 | 佐藤 | 文恵 | 14番 | 宮田 | 圭   |
| 15番 | 大曾根 | 佳明  | 16番 | 岩田 | 悟  |     |    |     |

4. 欠席委員（2名）

3番 伊藤 克巳      4番 石原 晃

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について

第7 議案第6号 羽島農業振興地域整備計画の変更について

第8 議案第7号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について

第9 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第10 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第11 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

|      |       |       |       |       |        |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 農政課長 | 安田 裕治 | 農政課主幹 | 山田 哲生 | 農政課主査 | 後藤 祐人  |
| 事務局長 | 柴田 泰宏 | 局長補佐  | 横山 健司 | 農地係長  | 片山 真理子 |

## 7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中14名であり、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第1回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

---

### 第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、8番委員及び9番委員を指名する。

---

### 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 『議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の内、番号1番を上程し、事務局に説明を求める。

○局長補佐 「番号1番は、農地の贈与です。申請地は、合計面積は1,501㎡の2筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

譲受人は、法人であるため、法人が農地の所有権を取得するためには、農地法第3条第2項第2号に規定する農地所有適格法人に該当することが必要となります。この農地所有適格法人については、最低経営面積などの基本的な要件に加えて、法人の主たる事業が農業であることや、役員の過半数が農業に従事することといった法人としての幾つかの要件を満たすことが必要となりますが、申請書類等から、それらの要件を満たしていることは事務局において確認しております。

法人としての要件以外の基本的な要件については、譲受人は、経営面積が80アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は全て事務所の所在地から約10km、自動車で30分以内の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。

事務局からの説明は以上です。」

○議長 「それでは、ここで、申請者の方に入室していただきます。」

(申請者入室)

「それでは、申請者の方は、事業計画等について説明願います。」

○申請者 「令和2年6月に〇〇〇〇を設立しまして、役員〇名で運営しております。営農計画書に記載しているとおり、主要な農機具はほとんど所有しておりますが、乾燥機は所有しておりませんので、その作業は委託する予定です。申請地を取得する理由は、弊社の役員が所有する農地を無償で譲り受けるものです。

また、申請地においては、ポップコーンの原料となる爆裂種のとうもろこしを栽培する予定です。ちなみに、その種子に関しては、今年の1月に商標登録も行っております。とうもろこしを栽培する理由としては、弊社は〇〇市で水稻を栽培しているため、とうもろこしであれば作業時期が重ならないこと、また、とうもろこしであればコンバイン等の大きな農器具が不要であるため、少し距離があっても営農に支障がないことが主な理由であります。

現在は田であります。畑に転換した後にハウスを建てて、露地栽培ではなくポット栽培を行っていきたいと考えております。

販売に関しては、農協や観光協会、道の駅や高速道路のサービスエリアなどで販売していきたいと考えています。

単収に関しては、1年目はそれほど収穫できないとは思いますが、徐々に増やしていきたいと考えています。

将来的には、生産から販売までを自分たちで行う6次産業化を目指していきたいと考えております。

○議長 「申請者に対しまして、何かご質問・ご意見はございませんか。」

○委員 「今回の申請に係る取得面積が1,500㎡であるのに対し、営農計画では、令和4年度の経営面積が4アールとなっております。」

○申請者 「当初年度は、8m×25mの大きさのビニールハウスを2つ建てる予定であります。徐々に増やしていきたいと考えています。また、

今回の申請地だけでなく、他に所有している土地とも併せてやっていきたいと考えています。」

○委員 「申請地の辺りは確か湿田だと思いますが、とうもろこしの栽培には適しているのですか。」

○申請者 「そのため、畑に農地改良する予定です。」

○委員 「農地改良の時期はいつ頃を予定されているのですか。」

○申請者 「できれば令和4年には行いたいと考えておりますが、コロナウイルスの関係で資材が入手できない可能性もありますので、その場合は翌年以降になるかもしれません。」

○委員 「資材が入手できない場合は、今年は雑草等の管理だけを行うということですね。」

○申請者 「そうです。」

○委員 「田から畑に転換する際には農業委員会への手続きが必要になることはご存じですか。」

○申請者 「承知しています。」

○議長 「その他、申請者の方に何かご質問はありませんか。無いようでしたら、ここで、申請者の方には退室していただきます。」

(申請者退室)

○議長 「ただいまの申請者からの説明も踏まえて、何かご質問等はありませんか。」

○委員 「営農計画書に記載されている売上高等の数字についてですが、現実的でないと思います。」

○委員 「減価償却費の金額についても、ここまでの費用は実際にはかから

ないでしょうし、ちょっと数字が不鮮明ですよ。」

○委員

「もう少し現実的な計画を立ててもらふ必要があるでしょう。」

○委員

「営農計画書を現実的な数字で作直してもらって、再度、次回の総会において審議を行った方が良いのではないですか。」

○議長

「それでは、採決いたします。議案第1号の内、番号1番については、営農計画書を再提出してもらい、次回以降の総会において継続審議とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員

(挙手、多数)

○議長

「賛成が多数ですので、議案第1号の内、番号1番については、次回以降の継続審議といたします。」

続いて、『議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の内、番号2番を上程し、事務局に説明を求めらる。

○局長補佐

「番号2番は、農地の売買です。申請地は、面積297㎡の1筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

譲受人は、経営面積が129.1アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は全て自宅から約180mの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上1件につきまして、ご審議をお願いいたします。」

○議長

「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員

(質問、意見なし)

○議長

「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第1号の内、番号2番について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第1号の内、番号2番について、許可決定いたします。」

---

第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号1番について、転用事業者は申請地を取得して金属回収再生業資材置場として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類されますが、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は雑種地、東側及び南側は道路、西側は田となっており、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号2番について、転用事業者は申請地を取得して貸資材置場及び貸駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類されますが、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側及び東側は水路、西側は畑、南側は道路となっており、周囲の営農に支障のないようにします。

以上2件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第2号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第2号については、許可相当として意見を決定いたします。」

---

#### 第4 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

○議 長 『議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』を上程し、事務局に説明を求める。

○局長補佐 「番号1番については、申請者は、母親が亡くなり、相続税の納税猶予を申請するため、適格者証明願を申請されたものです。

申請地は、市街化区域内の農地2筆で、面積は合計で1,919㎡であり、現地を確認したところ、適正に管理がされております。

次に、番号2番についてですが、被相続人は、父親が亡くなり、相続税の納税猶予を申請するため、適格者証明願を申請されたものです。

申請地は、市街化区域内の農地18筆で、面積は合計で7,576㎡であります。現地を確認したところ、適正に管理がされております。

以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第3号について証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第3号については、証明することとい



たします。」

---

第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 『議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』の内、番号1番から5番、7番から11番、13番から28番を上程し、事務局に説明を求める。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号1番について、〇〇〇〇が、664㎡について、利用権設定をするものです。

番号2番について、〇〇〇〇が712㎡について、利用権設定をするものです。

番号3番から5番について、〇〇〇〇が合計面積3,058㎡について、利用権設定をするものです。

番号7番から9番について、〇〇〇〇が合計面積8,327㎡について、利用権設定をするものです。

番号10番について、〇〇〇〇が1,130㎡について、利用権設定をするものです。

番号11番について〇〇〇〇が合計面積2,181㎡について、利用権設定をするものです。

番号13番から番号20番については岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として合計面積25,858㎡について利用権設定をするものです。

番号21番から28番については岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地について、地域の担い手等へ転貸借するものです。内訳として〇〇〇〇が合計面積19,122㎡、〇〇〇〇が合計面積4,608㎡、〇〇〇〇が合計面積2,128㎡借り受けま

す。

以上26件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第4号の内、番号1番から5番、7番から11番、13番から28番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第4号の内、番号1番から5番、7番から11番、13番から28番については、異議がないものとして意見を決定いたします。」

続いて、議案第4号の内、番号12番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号12番について、〇〇〇〇が、合計面積6,587㎡について、利用権設定をするものです。  
以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第4号の内、番号12番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第4号の内、番号12番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)」

---

## 第6 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について

○議長 『議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号1番から9番については、耕作者であった〇〇〇〇が亡くなられ、子である〇〇〇〇が経営を引き継ぐことにより付け替えをするもので、合計面積は14,762㎡です。  
以上9件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第5号について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第5号については、異議がないものとして意見を決定いたします。」

## 第7 議案第6号 羽島農業振興地域整備計画の変更について

○議長 『議案第6号 羽島農業振興地域整備計画の変更について』を上程し、事務局に説明を求める。

○農政課主幹 「最初に、議案書の提出経緯についてご説明いたします。令和3年5月末に農振農用地の除外申請を締め切り、書類等の精査を行ったうえで、6月24日、関係部局により、農振除外の申請者の意見聴取を実施いたしました。

その後、12月20日に開催された羽島市農業政策推進協議会において承認されましたので、今回、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会の意見をお聞きするものであります。

それでは、資料に基づき順にご説明いたします。

番号1について、除外理由は、申出人の母親が所有する土地に分家住宅を建築するものです。土地所有者は申請地以外に5筆ほど土地を所有されていますが、いずれも集团的農地の中に位置する農地であるため、この申請地を選定されました。

除外の要件として、目的の必要性・緊急性があること、用地の代替性がないこと、集团的優良農地の確保に支障がないこと、周辺農用地の利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に支障がないことについて検討した結果、除外は適当であると判断をしております。

続いて、番号2について、除外理由は、〇〇〇〇による携帯電話の基地局を設置するものです。

認定電気通信事業者の行う中継施設の設置又は管理に伴う農用地区域内の開発行為については、国からの通知により、農地転用の許可を要しないものとされているところではありますが、また、整備計画の変更におきましても、公益性の特に高いと認められる施設に該当し、事業実施が確実となった完成後に農用地の変更をするとされており、先ほどの分家住宅のような除外の要件を満たす必要はありません。基地局については計画どおり既に完成していることを確認できたため、今回除外をするものです。

それではご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第6号について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第6号については、異議がないものとして意見を決定いたします。」

---

#### 第8 議案第7号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について

○議長 『議案第7号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について』を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「今回の基本構想の変更は、県の「基本方針」が令和3年4月に変更されたことにより、見直しを行うものです。

主な変更点について、ご説明いたします。

「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」の4について、農業経営者を支援する農業経営基盤強化促進事業として平成31年1月に新しく創設された収入保険制度について追記しました。

同じく「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」の5において、ぎふクリーン農業に関する記述がありましたが、ぎふクリーン農業表示制度は令和5年度末をもって廃止する方針が示されていますので、関連する記述について削除しています。

次に、「第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標」の利用集積率目標について、「現在(令和2年度)」の数値を32.1%と令和2年度末の数値に更新しております。

次に、「第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」の「⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業」のイの部分に、従前は集落営農組合に対する法人化支援についての記述がありました

が、現在は市内のほぼ全ての集落営農組織が法人化されていることを鑑み、当該記述を削除しております。

次に、別紙2についてですが、利用権設定等の内容について定めてあります。①存続期間については、従前は原則として5年としていましたが、現在の利用権設定の実情を鑑み原則10年間に変更しています。

また、本文32ページ以降、別記様式が記載されていますが、それぞれの様式において押印を廃止する変更を行っております。

主な変更点については以上のとおりとなります。ご審議をお願いいたします。

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第7号について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第7号については、異議がないものとして意見を決定いたします。」

---

第 9 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第10 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第11 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議 長 『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出報告について』、  
『報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について』、  
『報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐           新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議       長           本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。